

(第一類 第十一号)

第七十二回国会
衆議院
通信委員会

議録第十四号

(四一八)

昭和四十九年四月四日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長

理事 宇田 國榮君

理事 梶山 静六君

理事 羽田 孜君

理事 古川 喜一君

理事 久保田円次君

志賀 節君

坪川 信三君

西村 英一君

水野 清君

村岡 兼造君

久保 等君

平田 藤吉君

田中 昭二君

郵政大臣

郵政大臣

出席國務大臣

郵政政務次官

郵政大臣官房長

郵政省簡易保険局長

出席政府委員

辞任 左藤 恵君 園田 直君
補欠選任 小沢 貞孝君 池田 稔治君

左藤 恵君 園田 直君
宮崎 茂一君 高橋 千寿君
小沢 貞孝君 池田 稔治君

四月三日
祝日等の郵便集配業務廃止に関する陳情書外二件(京都府議会議長那須亮二外二名)(第四三四号)

簡易郵便局法等の改正に関する陳情書外百件

(日南市酒谷乙六三八六吉田章子外百名)(第四三五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○廣瀬委員長 これより会議を開きます。

○小沢(貞)委員 最高限度額五百円に引き上げて無診査保険としてやつて、いままでの最高三百万円のが一三%だというから、今度五百万円にしたら何%になるかわからぬが、これは経営上問題は出でこないかといふ心配があるわけです。どうでしょう。

○野田政府委員 御承知のとおり簡易保険は無診査保険を営業いたしておりますが、ほんどの会社が最高限度額を三百万円に置いております。農協生命共済におきましては、これは一定の年齢を区切りますて四百万円、そのほか三百万円と、こういう制度にいたしております。

○野田政府委員 現在民間の生命保険も無診査保険を営業いたしておりますが、ほんどの会社が最高限度額を三百万円に置いております。農協生

命共済におきましては、これは一定の年齢を区切りますて四百万円、そのほか三百万円と、こういう制度にいたしております。

○小沢(貞)委員 簡易保険におきます最高限度額の限度がどのくらいが妥当か、こういう御質問でございますが、理論的には、簡易保険の場合、先ほど申し上げましたような非常に膨大な契約件数、現在の外野組織によります募集の状況等から考えまし

て、あるいは一千万円以上というような計数的な数字をお答えできるかと思しますが、いろいろな観点からどこが妥当かということになりますと、やはりいまの時点では五百万円程度、こういうふうにならうかと思います。

それから第三点の、災害等にあつた場合、簡易保険で最高のくらいになるかというお話をございますが、現在普通の契約に付加されます傷害特約というものがほとんどの新規契約についておりま

いて、簡単なことから若干の質問をいたしたいと
思います。

まず、制限額の引き上げに関連して、従来の契約は一件平均どのくらい、契約額は大体どのくらいの額であったか。

○野田政府委員 現時点におきます新規契約の一件平均の保険金額は百万円をちよつとこしてあります、月によって少し変動がございますが、大体百三万円程度だと思います。さらに全保有契約について申し上げますと、三十六万円ぐらいかと思

います。

○小沢(貞)委員 続いて、従来の最高三百万円の契約というのは、新しい契約では大体どのくらいのバーセントがあるのですか。

○野田政府委員 これは件数でございますが、現在一二三%程度を上下をいたしております。

○小沢(貞)委員 最高限度額五百円に引き上げて無診査保険としてやつて、いままでの最高三百万円のが一三%だというから、今度五百万円にしたら何%になるかわからぬが、これは経営上問題は出でこないかといふ心配があるわけ

です。どうでしょう。

○野田政府委員 御承知のとおり簡易保険は無診査保険を営業いたしておりますが、ほんどの会社が最高限度額を三百万円に置いております。農協生

命共済におきましては、これは一定の年齢を区切りますて四百万円、そのほか三百万円と、こう

いう制度にいたしております。

それから無診査におきます最高限度額の限度がどのくらいが妥当か、こういう御質問でございま

すが、理論的には、簡易保険の場合、先ほど申し上げましたような非常に膨大な契約件数、現在の外野組織によります募集の状況等から考えまし

て、あるいは一千万円以上というような計数的な数字をお答えできるかと思しますが、いろいろな

観点からどこが妥当かということになりますと、やはりいまの時点では五百万円程度、こういうふ

うにならうかと思います。

それから第三点の、災害等にあつた場合、簡易保険で最高のくらいになるかというお話をございま

すが、現在普通の契約に付加されます傷害特約というものがほとんどの新規契約についておりま

す。これが大体九九%程度の新規契約に傷害特約。それから七五、六%の新規契約に、あるいはほととぎことになりますが疾病傷害特約がついておりまして、ですが、傷害特約がつきました場合におきまして、五百円の契約の場合、不慮の災害等による倍額支払いが五百円付加されます。さらに傷害特約によります死亡の場合さらに五百円で、ということです、五百円契約で最高の保険金が支払われる場合には一千五百万円になるわけであります。

○小沢（眞委員）一千五百万まで最高支払われる、こういうことで、民間等においては三百万が無診査の限度、農協等において年齢の制限によって四百万と。こういうことなんだが、国営のこの保険の場合に、さつきも質問したのだが、五百円で一千五百万までつけるべきではないよ

うぶなのだろうかと、もう一回、民間との比較や、その他から比べてみてお尋ねをしたいと思うわけです。

えでると恐縮でござりますか。五百万円に上げました場合に、やはり先ほど申し上げましたように、非常に安易に募集をいたしまして、無診査保険の盲点である契約者の選択を非常に乱雑にするとして申しますが、そういう事態を招くのではないかという御質問かと思うのでございますが、当然に、今回五百萬円に引き上げをいただきました際には、十分に取り扱い者に対しましては、面接監査の励行なりあるいは契約者、被保険者に対する告知義務の要求というような、そういう契約締結の手続につきましてはひとつ万全を期するようさらさらに注意を喚起することによりまして、先ほど申し上げましたように、経営に与える懸念はまずなからう、このように考えております。

○小沢(眞委員) それでは今度は、最低制限額十万を二十万に引き上げた理由は一体どこにあるだらうか。今まで十万円の最低の保険契約で一番掛け金の少ないのは月額幾らかけておるか、この

なお、第二点の御質問の、現行十万円で一番安い保険料というのはどれかというお話をございま
すが、三十歳加入で终身払い込みの終身保険、こ

○小沢(貞委員) ちょっと突然の質問で資料がなかなか持たないのですが、現在の四千八百万件中十万円以下の契約のもの何件、五万円以下のもの何件、それから一万円以下の保険金のもの何件、この三色でいいから、四千八百万件中何件あって、何%に相当するか、これは後ほどいいから資料を出していただきたい、こう思います。

普通養老保険の保険金の最低制限額はそれぞれ会社によつて違ひます。十万円から百万円までの幅がござります。われわれこれは正確な情報ではございませんが、仄聞するところによりますと、五十五万円未満の契約はできるだけとらないようになつておる、このようにわれわれ聞いておるわけでござります。

○野田市府委員 第一点の御質問の現在の保有契約件数四千八百万件のうち十万円以下の契約がどのくらいあるかという御質問でございますが、これは遺憾ながらその統計の数字を現在持っております。非常にラフな、推計にもならないわけですがござりますが、大体一〇%程度、約五百万件程度が十万円以下の契約ではなかろうか、このよう考えております。

うように私たちも理解するわけですが、ここで
ちょっと質問に申し上げてなかつたのですが、
さつき保有契約数は三十六万と聞いたんだが、一
つは、四千八百万件の中で十万以下のものはどの
くらいあるでしょうかね。いま一つは、民間にお
いては十万円以下のような小額のものが一体いま
でも存在しているだらうか。この二つについ
て……。

されは月額百三十円の保険料でございまして、これが現在では一番安い保険料になつております。

○小沢(貞)委員 いま局長の説明で、十万円以下のような小額のものについては、これは經營も走字になるでしょう、それからまた十万円ばかりで

いか、こう思います。そういう理解のしかたでいい

○小沢(貞)委員 附加保険料みたいなものが集金費や何かの経費になるわけでしょう。そうすると一番低い二十万円で、一番長い保険で、一番掛け金の少ないのが、さっき十万円が百三十円だといふから、今度は二十万円なら二百五十円前後になるだろう、こう思う。一百五十円の二割といふことには五十円であります。五十円しか附加保険料、要する集金の手数料がない、簡単にいえばこういうふうに計数的には理解できるわけであります。そういうことになると、こういう小額の、毎月二百五十円や三百円の掛け金を取っているのは、集金費というかそういうものばかりがさんで、これ

○野田政府委員 現在、保険の種類によっていろいろ違うわけでござりますが、普通毎月契約者がからちょうだいいたします保険料の中で二〇%程度のものが、二〇%弱でございますが、附加保険料として事務費に充てられる部分でござります。御質問の新規契約に要する費用につきましては、大体生命保険料の二月分、これは募集手当がほとんど一月分の保険料、これは普通局、特定局によつて違いますが、こうしたことになつておりますので、新規契約費といつしましては生命保険料の大体二月分をこれに充当いたしております、こういうことでございます。

は、理事会にはかりまして決定いたしました。
○小沢(貞委員) それでは続いて御質問をいたしま
ますが、募集経費は——いま十万円でもって終身
の何か一番掛け金の安いので三十歳で月百三十円だ
だ、こうお聞きしました。今度はそれが二十万円
になれば、大体その倍と見て二百六十円前後だら
うと思うのですが、この一件当たりの募集経費、
こういふものを検討したことがあるだろうか。どの
くらいかかるであろうか。月百三十円、これがな
るだろが、一体募集経費といふのはどういふ
ような額になるだろか、それについてお尋ねし

いわけですね。

そういうことになると、いま私は法律もよく知らないし、よくわからないのだけれども、こういうある一定の、五百円以下とかそういう小額の掛け金については、三ヶ月または半年に一べんずつ集金をするとか一年に一べんずつ集金をするとか、そういうことをやっておりますか。やるとなれば法律を改正をしなければいけないのか、何か政令の改正をしなければいけないのか。そのはうが効率がいいし集金経費も少なくて済むし、こう思つわけです。NHKの聴取料なんか、四百円だから四百六十五円も半年納めれば少し割り引くとかいうような方法で集金経費を節約しているわけです。そういう道は開かれているかどうかどうだらうか、その辺です。

○野田政府委員　ただいま御指摘のように二十分あるいは三十万円の契約につきましては、これを単独の契約として毎月集金に伺います場合には、相当程度の赤字が当然に出てまいるわけでござります。したがいまして、たてまえ論といたしましては、お客様のほうから毎月集金に来てくれとは半年前納あるいは一年前納でなければ取り扱わぬことになりますと毎月集金に伺うことになるわけであります。そういう小額の契約についてますのは、お客様のほうから毎月集金に来てくれとならないということにつきましては、やはり法律の根拠を必要とする、このように思います。

ただ、現実の取り扱いといたしましては、そういう小額の契約はほとんどが一世帯に何件か持つておられるようなどころでありますので、これを併合の払い込みにするか、あるいは団体の取り扱いをしてくるし、また現実に保険の契約を管理しております郵便局といたしましては、やはり経営的な観点からそれぞれ併合あるいは団体あるいは前納——前納のケースはあまりないかと思いますが、こういう措置をとつておる、このようにわれわれ考えております。

○小沢(貞委員)　これは大臣に要望になると想いますが、今度二十万円に引き上げても月の掛け金を二百五、六十円です。それからさつきお尋ねを

したところによれば、十万円以下のものが大体一割、五百万件近くであろう、こういうことであります。十萬円といつても掛け金は百三十円から二百円ぐらいだと思います。私はこの委員会でたびたび申し上げますが、郵政省の職員は一分間十九円の賃金であります。したがって、これは法律改正を必要とするかどうかは、いま局長はどうも法律改正を必要とするらしいのですが、五十万円以下の、掛け金が五百円か千円以下のものについては三ヵ月あるいは半年前納というようなくらいにかけて納める場合に、若干の割り引きなり何なりをする、こういうようなことをしたほうが集金経費ははるかに少なくて済むのではないか、ある程度の割り引きを出してやつても集金経費ははるかに少なくなつて、簡易保険全体の經營に非常にプラスになるのではないかと思ひますが、どうでしょうか、大臣。その辺、法律改正が必要なのかどうかさだかではありませんが、必要ならそういうふうにしたほうがいいと思います。どうでしょう。

らのものをかけておつたけれども、これを解約して新しいものに継続をする、民間においてはそういうことで更改というか契約を新しくするみたいなことをして、今までのを解約して、そういうことをやつて一円円や二万円くらいな小額の保険金のものはだんだん整理をしているようだ。私は自分でかけていて記憶があるわけです。だから郵便局はそういうことを積極的にやっているかどうかといふことです。たびたび私はこれを質問をすらけれども、まだ二百八十二円の保険金のものが二、三百万件あるみたいなことで、そういうものを積極的に、これはもう解約いたしましょ、統計でこういうものを契約していくって、そして現時点に合うように十万円とか二十万円以上にしますと、こういうようにやつていったら、過去のまるで保険の価値のないようなもの、一円円や五千円や、極端なもののは二百八十二円というのが二百万件もある、そういうものがなくて済んだのではないか、こう思いますが、そういうことに対する指導方針といいますか、実際にはどういうふうにやつているんでしよう。

は、やはり法的な根拠が必要であろう、こういう御答弁を申し上げたわけでござります。

それから、ただいまの御質問の小額契約の処理と申しますか、新規契約の転換というようなものにつきましての御質問でございますが、民間保険におきましては、昭和三十九年に小額契約の整理の措置を講じまして、いま正確に記憶をいたしておりませんが、大体積み立て準備金に三割程度の見舞い金といいますか、付加金を付しまして、これを申し出によって解約をする、こういう措置をとつたと記憶をいたしております。しかしながら、現在存在しております小額の、ある意味で保険的の価値のなくなりました契約を新しい新規のものに切りかえる、こういうものは民間におきましても制度的には存在いたしていな、ようあります。簡易保険としましては、たびたび先生からの御指摘もございますし、われわれとしても相当期間検討を重ねておった問題でございます。したがいまして、二十一年以前のいわゆる小額契約を整理する、あるいは二十四年の四月三十日までの契約——実は二十四年の五月一日以降の契約につきまして、これを機械化で処理をいたしております。EDPSによります機械処理をしております。したがって、それ以前の手作業で完了をいたしております契約につきまして、これをひとつできるだけ早い時期に、整理ということはが妥当かどうか、わかりませんが、できるだけ契約者に損のいかないうよりも、むしろ何らかの特典というようなものが与えられるような形で、処理をしていきたい、このように計画中でございます。

四

二円の保険金をもらうものについては、これは倍や三倍、五倍も十倍もつけてやらなければ、これらは全く損害だけを与えてしまった、こういう結果になると思います。幸いにして、あといろいろ質問をしたいと思いますが、余剰金もだんだんふえておるようですから、たんまりつけてもらって、思い切ってつけてもらって、一萬円、一萬円づけてもらつて、昔のやつを整理していくだくようだに、この機会に要望しておきたいと思います。

今度の割増金簡易保険、これは大臣にお尋ねをしたいわけですが、実施の理由は、総需要抑制、こういうことで射幸心をあおって大いにたくさん保険に入つてもらおう、こういう目標のようあります。この法律が通つて五月一日から来年三月三十一日までの間にやろう、こういう予定のようありますが、私は昨今の情勢を見ると、これは経済指標がだいぶ基調が変わつてきているわけであります。この二月の鉱工業生産は、対前月比〇・五%減とか、鉱工業生産の出荷額は四・七%減だとか、在庫率は八・五%の上昇だとか、日銀券の発行残高は、三月の発行残高が対前年度同月比で二〇%減ということになつて、従来は三〇%以上伸びていたのが二〇%台になつて、もう四月になれば一九%台になるだろう。それから、主要企業の手元流動性なんかも、もう一・五四といふですぐがら、これは昭和四十五年の三月時分の一・五三、全くその時分と同じような手元流動性であります。これは百貨店の消費だとか、これはわれわれも本会議等でも問題になつたと思いますが、自動車の新規登録、新しく購入する者が半減してしまつて、設備投資はたいへんもう意欲がなくなつて、この昨今の経済指標は、いままで政府が尽力をした総需要抑制効果があらわれて、この一、二ヶ月で、これ以上はうつておくと、逆にもう倒産がふえてきてどうしようもないという関頭に差しかかっているのではないか。物価はどうせ上がるだらうと思います、これは上がることには間違いないけれども、この総需要を抑制をしな

うことについて私は非常に疑問を持つわけであります。これをもっと去年の暮れあたりから実施しておったならばそれなりの価値があつたが、ことしの五月一日から来年の三月三十一日まで、どういう発行のしかたか、聞くところによれば五回、六回にわたってやろうとこういうわけですが、これは経済の運営、財政金融政策を総需要抑制型から逆にかじをえていかなければならぬといふ時期が私は案外早い時期に来る、こういうようなぐあいにも考へるわけです。これはいろいろの認識の相違があると思いますが、そういうような事態になるならば、いまこの宝くじづきの発行計画を拝見すると、第一回は五月から六月ごろ、第二回は七、八月、第三回は九、十、第四回は十一、十二ごろ、第五回は来年の一、三月、こういうぐあいに五、六回に分けて発行しよう、こういう予定のようであります。そうなると、基調が変わつてきて、総需要抑制の目標から転換をしなければいけない、こういうことになると、五、六月一回やつただけあとはやらない、こういうような事態になりますか。こういう法律はつくつても、最初の五、六月一回やつただけで、あとはこれは基調が変わってきた、風向きが逆だぞ、こういうことになると、最初の一回だけ発行しておいて、あとはこれは取りやめ、こういうことになるでしょうか。

○原田国務大臣　いまのお尋ねでございますが、総需要抑制の政策というものがどんどん効果をあらわしてきておる、その逆な傾向が早くあらわれるのでないかということを前提としてのお尋ねであろうと思います。

総需要抑制策が効果をあらわしてきつあるという見解に対しましては、私どももそう思っておりますが、逆な傾向がすぐあらわれるかどうかということについては、そういうあなたと同じようなことを言う学者もあればまた経済家もあり、また政治家としての小沢さんの見解というのも御意見としては貴重な御意見であるとは思いますけ

確かに自動車の生産台数といふようなものは減ってきておる、こういうことも事実でございますけれども、まあ常識的な、一般的な現象を見ますと、石油というものが、かりに量は確保できても、これは価格においては高くなることだけは間違いない。こういふことは量の確保ということにも関連してまいりまして、なかなかこれは日本の将来というものはあなたのおっしゃるような傾向も十分注意をしなければならないぞということがあります反面、やはり賃金アップ、それに伴う消費、今日消費状況が半分以上を占めてきつたるというような状況等も勘案し、その後の、自動車もこの間までは非常に生産台数は確かに減つていますけれども、一時は全くそこに走つておる自動車もないような状態、しままでより以上なような状況を呈しておるといふような——これは国民性にもあると言ふことができるのでしょうか、こういつてあなたの言われておるようなことも十分考えておかなければならぬけれども、やはり今までのところは絶需要抑制ということを堅持をしていくべきときではないか、このように考えます。それに伴いまして、これの総合的な施策の中の一つとして、貯蓄のはうも今度は政府が立法いたしまして、民間で割り増しきなことをやる、こういうことをやる。私どものほうでも、これは法律が要らない、すでに法律が前からありますので、その中で適用いたしまして、割り増しきの、くじづきの預金をやる、こういうようなことをやるわけでありますから、そういう意味でそれに協力して今度保険のはうもこれと同様なことを行なおかず、こういうわけでございますが、これは状況によりまして伸縮性があるものである、こういう解釈をいたしております。というのは、まあ正直に言いまして、私はあまりこういう趣旨のものに大らうども、そう一度にそういう傾向があらわれてくらうよりも、なお見通しは慎重にしなければならないというのが現状ではないか、こういうふうに考えるわけです。

手を振って賛成をしておるものではないので、やはり本筋は貯金でも保険でもこういうふうなものではないが、非常に狂乱怒濤の物価対策というものに対応するためにはあらゆる手段を講じなければならぬ、こういうことでこれを行ないましたところの政策の一つでございますが、これは保険の本質を誤ってまでやつておるとは解釈いたしておりません。人間に射幸心がありますから、この射幸心を否定してしまって人間というものはないのです、それを適当に楽しみということに転じて、そして効果をあげていくというのも政治でありますから、一番最初の前提の、これは案外早く、デフレ傾向とまでは発言されておりませんけれども、いまの状況が早く変動が来るのはないか、そういうことに勘案して、この制度はやつても中途でやめることがあるのかというお問い合わせに対しては、伸縮性を持つてやつていただきたい、このように思つております。

○小沢(眞)委員 最後のそこを聞きたかったわけです。私は何も五、六月とは言わないが、十月ごろになれば、そんなに過剰流動性があるからとかなんとかいつて吸収しなければいけない事態ではなくて、逆にそやつたらいいへんなことになっちゃう事態になつたらば、これは予定された来年の五月まで何口だか何万口だか予定されているから全部やつちやわなければいけない、ということがなくて、十月なら十月、九月なら九月でもう中止するか、そういうところに対しても大臣の答弁がありましたから、進みたいと思つます。

大体、大臣もいまこの法律にはどうも積極的ではなさそうで、われわれは反対なわけです。大臣さえあんなような口ぶりなものを、ましてやわれわれそう簡単には賛成できそうもなさそうで、そういうこととは別に、ひとついま言ったようなぐあいにひとつしていただきたいと思つます。それから、これは次に進みたいと思いますが、

剰余金の伸びが最近非常に急増しておるわけであります。これにはそれなりの理由があろうと思ひます。しかし、ちょっと郵政省で出された表によつて見ると、たとえば四十五年と四十六年の対比について、保険料の収入は一二七%増であります。郵政省で出したこの年報のとおりであります。ところが郵余金の伸びは一四七%とこゝいうわけであります。保険料の伸びが二割七分、ところが剰余金の伸びは四割七分と五割近いわけであります。同様に四十七年対四十六年を比較すると、保険料の伸びは二割三分、ところが剰余金の伸びは三八・九%、約四割近い、こゝいうようなぐあいになつてあります。四十八年対四十七年は、この年報には出ていないが、お手元でわかるでしょうか。保険料の伸びはどのくらい、剰余金の伸びはどのくらいと、いうことは、わかりますか。

○野田政府委員 ただいまの御質問、四十七年度

対四十八年度の御質問と思いますが、四十八年度

の分につきましては決算がまだ済んでおりませ

ん。これは推計、ほんとうの決算見込みになりますけれども、剰余金の対前年伸び率は、一九・七%

前後に落ちつこらかと思います。保険料収入につ

きましても大体これと同じよう、二〇%前後の伸びであります。これは見込みでございます。

○小沢(貞)委員 四十五年以來の指標が、決算前だからだいぶここで風向きがいまの経済事情と同じことであつて変わつてゐるようですが、ここで出されている年報の統計を見ると、利益剰余金は、昭和四六年のときに六百六十九億、それから四十七年が八百五十八億。四十八年、四十九年見通しがわかりますか。わからなければ時間がなあらけつこうです。わかつたらあとでひとつお答えを……。

それから剰余金のはうは、昭和四十五年には七百四十九億が、四六年は一千百五億、四十七年は千五百三十四億、こういうことで、四八年、四十九年度もこういう割合で二千億、二千何億といふぐあいに伸びてきているのかどうか。それもわかつたらあとでどうぞひとつ。

そこでお尋ねをしますが、契約準備金という積み立てがあつて、そのほかにこんな一千五百億、

二千億という剰余金を置いておかなければ、経営

というものはうまくいかないだろうか。私はたいへん保険財政等においてはしるうとあります

が、契約積み立て金といつても、いつでも契約の金

は返せるだけのものは安全率をとつてきちっと積

み立ててある。積み立ててあるほかに、昭和四十

五年以降七百四十九億、千百五億、千五百幾億、

四十八年、四十九年は二千億、三千億になるかも

しませんが、こゝいう膨大な剰余金というものが置かないと事業の経営が円滑にいかないだろう

か、こゝいう疑問を私は持つわけであります。こ

の剰余金の中にはさらに保険福祉事業団のほうへ

毎年五十億六十億だといふ金を補助に出した、

出した後にまだこれだけ残っているわけであります。これだけの剰余金があるのだが、こゝいうものがなければ保険財政といふものはうまくいかないものだろうか、こゝいう疑問を持つわけです。

うにいたします。

○野田政府委員 四十八年四十九年につきまして、

の剰余金の見込み等につきましては、ただいま計

数をまとめておりますので、後ほど御報告するよ

うにいたします。

御質問の契約準備金のほかに現在のように非常

に巨大な剰余金というものを必要とするかどうか

という御質問だと理解をいたしまして御答弁申し

ります。民間のように毎年の利潤を現金で配る、

あるいは保険料から差し引く、こゝいう方法を

上げたいと思います。御承知のとおり簡易保険に

おきましたは、従来から確定配当の制度をとつて

おります。民間のように毎年の利潤を現金で配る、

上げたいと思います。御承知のとおり簡易

うか、國民が、契約者が納得するのは、やはり單年度で決算をして、ことしへはこれだけもうかつた、

和四十九年四月四日

ので、これらの契約につきまして、毎年剩余金を分配することになります場合は、これは当然事務と

るかという点を考えますと、現在の簡易保険の維持率と民間生命保険におきます継続率といいます

○小沢(貞)委員 ちょっと、その補足の説明の前

ので、これらの契約につきまして、毎年剩余金を分配することにします場合は、これは当然事務としまして、毎年一定の時期にこの四千五百万件の保険料の集金関係書類の訂正を行わなければならぬことになります。さらに剩余金の支払い通

るかという点を考えますと、現在の簡易保険の維持率と民間生命保険におきます維持率といいますか維持率を考えました場合、これは格段の相違がござります。したがいまして、まさに理論的にはいま先生がおっしゃいましたような毎年の剩余を

も三十年でも置いておいて、うんと最後には利益が残りました、倍くれてやりますといったところです、昔の一萬円の倍額の二萬円もったたって、いまじや三文の価値もないわけであります。したがつて、この確定した後の決算の方式というものは、このインフレ時代に国民にたいへん犠牲をしている、こういう制度上の重大な問題が存在するのではないかというように私は考えるわけであります。

命表ができればあたりまえのことなんです。これは計算の基礎がそうなるのですから、あたりまえのことです。私の言うポイントは、民間の大部分の保険というものは単年度ごとに決算をして、その次の年の掛け金か何かをすぐ遙減して還元をしておる、ところが郵政省のやつておるのは、二十年後、三十年後に確定した後に配当を倍にしますとか何とかしますとやっているから、このインフレ時代においては、二十年になつてそんなものを

矢張りこの二点だけを取り上げて
みましても非常にばく大な手数を要することになります。
るわけでありまして、このことによつて当然に事
業費の増加を來たし、結果としては剩余金の発生
の減少を見る結果になる、このように考えます。
さらに簡易保険の契約の大部分が、保険金額が比
較的小額でありますから、剩余金を毎年分配
することといたしました場合でも、その分配額は
非常に小額なものとなる、したがつて剩余金分配
の効果というものが相当程度減殺されるだらう、こ

それそれ保険料から引いていくという方式も確かにインフレに対する適応性というのは、簡易保険の配当方式に比べますとあるかと思いますが、現実の問題としましては私どもいろいろ検討はさせさせていただきたいと思いますし、また検討した事例もござりますけれども、やはり現在の時点ではまだ確定配当方式をとつていかざるを得ないのではないか、このように判断をいたしております。

○小沢(眞)委員 私、今までの総合した質問の中でおわかりいただけると思うが、たとえば小額

そこでこれは、このインフレ時代においては奮勇をふるつてやはり、これだけずつ毎年利益があがつてゐるのだから、それを単年度決算によつて掛け金をその次の年からすぐ減らしていく。こういうようにインフレに対しても抵抗力のあるような方式に転換をすることはできないだらうか、きょうの私の質問をしたい。一番大きな点はここにあるわけであります。局長あるいは大臣、いかがでしょうか。

還元してもらつたたて価値がありません、単年度勝負をしなければだめだ、こういうことから、こういうインフレ時代においてはやはり単年度決算方式、単年度で勝負をして、あくる年の掛け金をすぐ減らしていく、こういうふうに――これは政策的なことだと思います。従来物価が安定していたときは、もう後生大事にこれを郵政省が守っていた意味はわかると思います。この狂乱物価のこれだけインフレ時代にそんなことをやつて

のよう考へております。
もう一つ、民間生命保険と簡易保険の何とい
ますか現在のあり方といいますか、これ申し上げ
ますと、簡易保険は商品の主力が大体十五年満期
養老保険に集中をいたしております。非常に短期
の貯蓄性の強い十年養老保険あるいは十五年養老
保険、こういうことになつておりますが、民間保
険におきまして主力商品は、これはほとんどの会社
がそうでございますが、三十年以上の長期の生命

だから、還元をしていくのにたいへん額が小さくてめんどうくさい。事務量がふえてめんどうくさい。こういう問題もあるので、小額の場合にはひとつ一年とか半年とかまとめて納めるようにして、そして利益還元を簡単にできるようにじるということも一つあります。それで、また局長から御答弁をいただいたことは、国民の財産を預かるという点で当然なほど当然だと私は理解するわけです。これは三十年間四十年間ちゃんと蓄積し

（原田国際大臣）これが保険料の問題であるけれども、思いますが、この保険料を政府の簡易生命保険のきめ方は、いわゆる生命表というものを利用した調査によって出しておる、それを基準にして、それらをもとにして保険料の問題とも取り組んでおる、こうしたことになつておりますから、これを一挙に、いま小沢さんが言われるよう民间のはうがやつておる——これも現在の生命表の一つの経験によつて民間会社が出しておる、そのやつておるものと同じように取り扱うということには、検討を要するというか、いますぐには踏み切れないとと思ひますが、料率の問題につきましては、昨日あるいは先般から申し上げておりますように、これは総理も宣言をいたしておりますように、としこの生命表が発表されますならば、それをも

したのでは、もと保険としうものには国民に被保険者としているだけということになるから、極論をすれば募集中なんかやめたほうがいいと思う。だから、やはり単年度でインフレに抵抗力があるような掛け金の方式、こういうようを持っていくことのほうが国民に対するサービスになる、こういうようになります。私は考えるわけあります。それは、大臣のさつきの説明の、生命表が変わつて料率が下がるというのがあたりまえのことですから、どうでしょう。○野田政府委員 私ども、現在の簡易保険の剩余金の配当方式をしまして、確定配当方式が実は必ずしも不適当とは思つておりません。と申しますのは、これは非常に事務的な答弁にならうと思うのですござりますけれども、簡易保険が四千八百万円をこえる非常に大量の契約を保有しております

保険になつております。したがいまして、インフレに対する剰余金の配分の方針はどちらが適応性があるかということになりますと、民間保険でやつております剰余金を毎年の保険料と相殺して支払っていく、これは非常に長期の契約につきましては、まさに先生のおっしゃるように非常に効果的な場合があるかと思いますが、簡易保険の場合におきましては、いま申し上げましたように比較的短期の契約があること、しかもいま申し上げましたような保険料集金関係の書類を毎年変えます。毎年支払い通知書を発行しなければいかぬ、こういう事務増等を勘案しました場合、さらにもう一つ、民間保険におきまして、たとえば三十年あるいはそれ以上にわたります長期の契約が、はたして満期になりますまでどのぐらい残存してお

金を残しておいてちゃんと還元しなければいけない、そのときの剩余金を残しておいてちゃんと還元しなければいけない、その意味もわかります。わかりますが、いまの御答弁の中にはからずも出ていたように、民間においては、もうインフレ時代で二十年満期なんというものは価値がないから、十万円を今度はどうぞ五十万円に契約更新してくれということで、いま御答弁のあるように、維持率もたいへん私は少なくなくなっていると思います、といふか、残存率といいますか、それも少なくなっていると思いますが、ただ、局長が後生大事に三十年も四十年もまたとめて持っていたものが、いま幾らの価値ありや。これはたびたび私は質問しているからもうおわかりだと思いますが、二十二年以前のを、月の掛け金一円十五銭、二百八十二円の保険金というよう

ので、これらの契約につきまして、毎年剩余金を分配することにします場合は、これは当然事務としまして、毎年一定の時期にこの四千五百万件の保険料の集金関係書類の訂正を行なわなければならぬことになります。さらに剩余金の支払い通知書を発行する。ますこの二点だけを取り上げてみましても非常にばく大な手数を要することになります。そこであります、このことによつて当然に事業費の増加を来たし、結果としては剩余金の発生の減少を見る結果になる、このように考えます。さらに簡易保険の契約の大部分が、保険金額が比較的小額であります關係から、剩余金を毎年分配することといたしました場合でも、その分配額は非常に小額なものとなる、したがつて剩余金分配の効果というものが相当程度減殺されるだらう、このように考えております。

もう一つ、民間生命保険と簡易保険の何といいますか現在のあり方といいますか、これ申し上げますと、簡易保険は商品の主力が大体十五年満期養老保険に集中をいたしております。非常に短期の貯蓄性の強い十年養老保険あるいは十五年養老保険、こういうことになつておりますが、民間保険におきます主力商品は、これはほとんどの会社がそうでございますが、三十年以上の長期の生命保険になつております。したがいまして、インフレに対する剩余金の配分の方針はどうやらが適応性があるかといふことになりますと、民間保険でやつております剩余金を毎年の保険料と相殺して支払ついく、これは非常に長期の契約につきましては、まさに先生のおっしゃるよろに非常に効果的な場合があるかと思ひますが、簡易保険の場合におきましては、いま申し上げましたように比較的短期の契約があること、しかもいま申し上げましたような保険料集金関係の書類を毎年変えあるいはそれ以上にわたります長期の契約が、はたして満期になりますまでどのぐらいたる残存しておこういう事務増等を勘案しました場合、さらにもう一つ、民間保険におきまして、たとえば三十年

るかという点を考えますと、現在の簡易保険の維持率と民間生命保険におきます維持率といいますか維持率を考えました場合、これは格段の相違がござります。したがいまして、まさに理論的にはいま先生がおっしゃいましたような毎年の剩余をそれぞれ保険料から引いていくという方式も確かにインフレに対する適応性というのは、簡易保険の配当方式に比べますとあるかと思ひますが、現実の問題としましては私どもいろいろ検討はさせさせていただきたいと思ひますし、また検討した事例もござりますけれども、やはり現在の時点ではまだ確定配当方式をとっていかざるを得ないのではないか、このように判断をいたしております。

○小沢(眞)委員 私、いままでの総合した質問の中でおわかりいただけると思うが、たとえば小額だから、還元をしていくのにたいへん額が小さくてめんどうくさい、事務量がふえてめんどうくさいうことも一つあります。それで、また局長から御答弁をいただいたことは、国民の財産を預かるという点で当然なほど当然だと私は理解するわけです。これは三十年間四十年間ちゃんと蓄積していくおいてやらなければいけない、そのときの剩余额を残しておいてちゃんと還元しなければいけない、その意味もわかります。わかりますが、いまの御答弁の中にはからずも出ていたように、民間においては、もうインフレ時代で二十年満期なんをおいては、もうインフレ時代で二十年満期なんというのは価値がないから、十万円を今度はどうぞ五十万円に契約更新してくれということで、いま御答弁のあるように、維持率もたいへん私は少なくなっていると思います、といふか、残存率といいますか、それも少なくなっていると思ひますが、ただ、局長が後生大事に三十年も四十年もまとめて持っていたものが、いま幾らの価値ありや。これはたびたび私は質問しているからもうおわかれだと思ひますが、二十二年以前のを、月の掛け金一円十五銭、二百八十二円の保険金というよう

産は完全に守られたと、こういえるかどうかといふことは政策的な問題だ。もはや事務当局の問題じゃないと思う。だからこういう時代においては、思い切ってインフレに強いよう、掛け金も単年度で決算をして利益還元をしていくような方向にこの際どうしても切りかえていく必要がある。大臣、これはなかなか大問題ですから、即答しかねると思いますが、これは事務当局の答弁だけじゃ私は納得しない。政策的な問題だと思います。大臣、ひとつぜひこれは真剣に取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。どうでしょ。

○原田国務大臣　真剣に検討をいたすことはやぶさかではございませんが、私は先ほど申し上げましたように、すぐにこれに踏み切るということについては御答弁いたしかねると申し上げたのですが、いま局長も申しておりますように、民間の保険と国営の保険の特色というものの中に、民間のほうはいわゆる解約も多い、だから残存しておるものとの率等々を考えると、今日のこれから保険というものは、民間があらゆる場合に進出してきて、現在のわがほうでやつておる保険を何とか考えなければ、わがほうの保険制度全般の問題に影響していくのではないかという非常な貴重な御意見も賜わっておりますのでござりますから、保険制度を特色あるものとして伸ばしていくための検討としては、あらゆる点について勉強しなければならないと思いますが、いまの御議論の、インフレのときに対するための手段としてこれをとれということに関しましては、先ほどから出ておりますように、わがほうはいわゆる高額な保険金ではございませんが、国民の中に、広く国民の福祉を守るという点で、何といいますか、制度の中でそれが一つの信用になつておるということもあると思いますので、あらゆる点について、この保険制度を国民のためにするというための御意見は御意見として拝聴いたしまして、検討をいたしたいと存じます。

○小沢(貞)委員 時間が参りましたので、まだ大
事な点が残って質問し足りなかつたわけですが、
その問題はひとつぜひぜひ研究をしていただきたい
い、そういうお願ひだけして、あと郵便年金の問
題について、これは質問していると時間が長くな
りますから、これも取り組んでいただくよう、
ひとつこれは大臣、真剣に考えていただきたい、
こう思います。
　というのは、昭和四十三年のときにはこういう整
理をしたわけあります。昭和二十一年だから二年
以前の小額の年金は価値がなくなつちゃつておる
ので、法律を特別につくつて、そうして希望者よ、
申し出ろよ。そうすると、二千円だか、三千円だ
か、六千円ばかりだとと思つたが、一時金をつけて、
昭和二十二年以前の年金については整理をした。
聞くところによると、八〇%ばかり申し出があつ
て、一時金をもらつて解約をした、こういうよう
になつて、あと二〇%ぐらいは、住所があるだか、
ねえだか、どうも連絡をしても昔さたがないとい
うことなので、これはどういうになつちゃつ
ているか、その辺はわかりません。それが昭和四
十三年のときであります。二十二年以前のものを
そういうふうに整理をいたしました。そうして四
十三年以降は郵便年金というものは積極的な募集
をやつておらないわけであります。私も統計を
拝見すると、四十四年のときには定期の郵便年金
がたつた二件、四十五年のときには定期と終身合
わせて十件、四十六年のときには終身と定期と合
わせて十件、四十七年のときには十三件。掛け金
がそれぞれ九百七十万円とか三百三十万円とか六
百三十万円、こういうような小額のもので、年金
額はごくわずかと、こういう制度があるものだから
ら応募してきた人を拒むわけにはいかないと、いう
ことで、年々全国で十件ばかりずつ年金に新しく
入ろうと、こういうものが出てるわけであります。
つまりこれはゼロにひとしいわけであります。
四十三年度以降はゼロ、こう見ても差しつかえな
いと思います。法律があるからしようがねえ、申
し込んできたものは、ほれ受け付けておけとい

項をつくるて、インフレ時代だからだんだん増してやりましょうということと、その効果はちゃんとほかの省であげているのだから、この年金といふものを、昭和四十三年に特別措置をやったと同じことで、いまある二十万件ばかりのものを早く整理したほうがいいじゃないか、こういうように私は考えるわけです。これは検討事項で、きょうは御答弁いただかない。十分これも検討していただかなければいけないと思います。

以上、お願ひだけ申し上げて質問を終わります。

○廣瀬委員長 次に、平田藤吉君。

○平田委員 私は、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、幾つかの問題点をただしたいと思います。

保険金の最高額を三百万から五百万円に引き上げることも、最低額を十万円から二十万円に引き上げることも、そのねらいにはいろいろ大きな問題を含んでおります。これはあとでただしたいと思います。

まず第一にお聞きしたいのは、私が昨年の十二月二十日の委員会で質問をした問題がどう処理されたかということと、それに関連する問題があります。四十八年度大臣表彰の中に、大森郵便局の武藤勉という人がおりました。この人は、東小松川の梅沢マサキさんに五本で千五百万円、梅沢カズエさんに六本で千八百万円、合計この一軒のうちだけで三千三百万円になります。それから西小松川の小久保アキラさんに五本で千五百万円、エミコさんに四本で千二百万円、カズコさんに四本で一千二百万円、ヒロコさんに四本で一千二百万円、ヨシオさんに四本で一千二百万円、この小久保さんの家だけで二十一本、六千三百万円の契約をしているのです。いまあげた二軒の家だけで、実に九千六百万円にのぼっております。（補）加入者をベテランにかけて、違法な超過契約で成績をあげた武藤という人が大臣から表彰されているわけです。野田簡易保険局長は私の質問に対し、十分調べて善処したいと答えておりましたが、どう善処されたの

一であら勝負をする、こういうことあります。二万七千の簡易保険の外務員の中には御指摘のようにあるいはあるべき保険の募集の道をある程度はするというような者が間々あることは、御指摘のとおりであります。私、総体的に、特にこれは民間保険との比較において申し上げるわけであります。現在の簡易保険の募集の手当、いわゆる基本給と能率給との比較は、民間保険と比べますと比較にならないほど民間保険のほうがよろしいようございまして、必ずしも現在の募集手当なりというような形の能率給でしりをたたいて督励をしておるというふうには私感じております。

なおそれぞれの不適当なあるいは違法な行為につきましては、それぞれの処理の規定によりまして処分をいたし、処置をいたしておりますし、またそれぞれの段階の監督責任に応じましてそれぞれ当然責任を負うべきあります。御指摘の簡易保険局長の責任としても、こういうことが非常に蔓延しておるのであれば、私も当然その点についての責任は負うべきもの、このように感じております。

○原田国務大臣 昨日も同様問題でこの場でお尋ねがありましたところございますが、人間が自分に与えられた職務を遂行するということは、表彰制度だとかそういうものがあらうがなかろうが、当然のことであろう、こういうことが理屈ではそのとおりであります。現にわれわれ国会でも二十五年勤続者には院議をもつて表彰する、こういわゆる勲みといふか、一生懸命やると約高がありますよ。契約高が多いということは間性に基づいてよからうということとられてきておる制度であります。したがいまして、成績がよかつた者に対して表彰するということは当然のことであると思いませんが、間違った者までも表彰しておるというようなことがあつたので、表彰を受ける人たちがかえってその表彰制度の中で恥ずかしい思いをしなければならぬということになりますから、表彰するということについ

てはよく慎重にしなければならぬというふうに考える次第であります。

なお、現在御指摘のあるような問題に関しては、国会で二度三度というような御指摘を受け

て御理解が賜わらないというようなことであつてはならないと思ひます。一度指摘を受けたならば

それに対するところの問題については、国会の場で再び質問のないようになりまして、そのように事務的に處理をすることが大事であらうと思ひます。

○平田委員 局長は返事の方角が違つてゐるのであります。表記制度をやめると私は言つてゐるのですが、表記制度をやめると私は言つてゐるのです。表記制度をやめると私は言つてゐるのです。大臣表記を東京関係だけで五名したうち、三名がそういう超過契約を結んでいた、不正を働いていた、こういう者を何で表彰するのだ、そういう方角で表記するといふやうに思ひます。大臣表記を東京関係だけで五名したうち、三名がそういう超過契約を結んでいた、不正を働いていた、こういう者を何で表彰するのだ、そういう方角で表記するといふやうに思ひます。

○野田政府委員 この御指摘の事件につきましては、われわれまだ全貌を的確に把握しておるとは言ひがたいと思いますけれども、私どもかつて経験したことのない事件でありまして、全国的にわたくてと言つてもいいほど広範囲にわたつて、被保険者のかえ玉を用意してまで郵便局の窓口で最高額の契約を十件程度締結をし、かつその結果として保険金を相当多額に受領したと、こうしたケースは実は初めての経験であります。あまり類似の事件もわれわれ聞いておりません。

いずれにいたしましても、はなはだ遺憾なことでございまして、われわれの処理のしかたにいろいろ欠陥があらうか、このようになります。現在鋭意検討いたしまして、近々これに対する措置をとりたい。たとえば窓口において高額の契約の申込がありました場合に、被保険者がその窓口に来ておる場合には、それがほんとうの本人であるかどうかを確かめて、十分に質問をするというようなこと、及びそれが当該被保険者がその窓口に出ました局の区域外、たとえは本件の場合には山形県に住所がありながら、大阪なりあるいは福井県で契約の申し込みをしておるわけであります。そういう場合には、住所を受け持つております郵便局に移送をしまして、本人・被保険者に契約締結の意思があるかどうかと、いうような面、あるいは超過契約に及んでいないかというような点について調査をし、なお慎重を期するというような趣旨の指導を全国的に行ないたい、このように考えております。

○原田国務大臣 この種の問題は、いま局長がいましたように、かつてない事件であります、

山形県で、横川という男が幾つもの郵便局で、

簡易保険に病弱だった奥さんの名義の契約を結んで、奥さんの死亡——これは殺したのではない

ことになりますから、表彰するというだけでも

九

第一類第十一号 通信委員会議録第十四号 昭和四十九年四月四日

によって、他の保険も含めて六千万円をふところに入れようとしていたという事件が新聞で報道されております。私はこれを見て何とも言えない腹立たしさを感じているわけですけれども、一つの問題

大臣、どうお考えか、ひとつ感想をお聞かせいただきたいたいと思います。

○野田政府委員 この御指摘の事件につきましては、われわれまだ全貌を的確に把握しておるとは言ひがたいと思いますけれども、私どもかつて経験したことのない事件でありまして、全国的にわたくてと言つてもいいほど広範囲にわたつて、被保険者のかえ玉を用意してまで郵便局の窓口で最高額の契約を十件程度締結をし、かつその結果として保険金を相当多額に受領したと、こうしたケースは実は初めての経験であります。あまり類似の事件もわれわれ聞いておりません。

いずれにいたしましても、はなはだ遺憾なことでございまして、われわれの処理のしかたにいろいろ欠陥があらうか、このようになります。現在鋭意検討いたしまして、近々これに対する措置をとりたい。たとえば窓口において高額の契約の申込がありました場合に、被保険者がその窓口に来ておる場合には、それがほんとうの本人であるかどうかを確かめて、十分に質問をするというようなこと、及びそれが当該被保険者がその窓口に出ました局の区域外、たとえは本件の場合には山形県に住所がありながら、大阪なりあるいは福井県で契約の申し込みをしておるわけであります。そういう場合には、住所を受け持つております郵便局に移送をしまして、本人・被保険者に契約締結の意思があるかどうかと、いうような面、あるいは超過契約に及んでいないかというような点について調査をし、なお慎重を期するというような趣旨の指導を全国的に行ないたい、このように考えております。

○平田委員 殺人かどうかは当局の捜査にゆだねることにして、この横川という男が行なつたといわれる計画的な詐欺師としての手口を問題にしたいと思うのです。いまも局長も大臣も言われましたけれども、なかなか捕捉しがたいものだ。だまされたと思ったら詐欺にはかからない。そういう意味ではたいへんなことだと思います。新聞によりますと、こういうふうに報じられているんです。「東北郵政監察局の調べによると、横川が

契約した郵便局は東京の中央郵便局をはじめ、静岡、大阪、兵庫、福井の各局。それに山形が三、茨城二局の計十局で、四十七年十一月三十日から四十八年二月二十日までの間、いずれも親類や知

人の、妻と同年配ぐらいの女性に頼んで替え玉に入つてもらい、各局の窓口で同種の保険に加入していた。」こういうふうに報じているわけです。私はこれを見まして、きょうも、またかつても私がこの委員会で指摘した問題、一人の加入者の保険契約が三百万円をこえているので、保土ヶ谷と江戸川の二つの局に二つに分けて加入申し込み書をつくって、加入者には知らせずして処理していただという問題を思ひ浮かべました。逆ですよ、これは。いまの山形の例というものは、加入するやつが詐欺を働いた。この問題は、今度は郵便局員がその被保険者、加入者をごまかしている。それから局をごまかすためにこういう手だてをとるわけです。本質的には同じですよ、局を分散してやるというあたりは、なるほど山形よりも先輩もいるんだなというふうに思つたですよ。また、かえ玉を使って面接させていたという点では、たとえば私が例をあげた区千代さんところで、いろいろにして契約を結んでいた外務員のことを思い出しました。これはどうなんですか。かえ玉を使つて行つて子供さんを加入させている。面接などできめしないし、してもいいのに面接したことにして契約を結んでいた外務員のことを思い出しました。これはどうなんですか。かえ玉を使つた片方はかえ玉も何もいらないのですよ。そこで契約を結ぶのですね。そうして面接した顔をしているのです。どうなのです、これは。また横川は出かせぎに来ているのでとか言つて、かえ玉にもんべをはせたりしたとかいうことですけれども、なにこれだつてあなた、私がやはり指摘してきたように、相続税がかからないとか税金がかからないとか、一年たてば下げるとか貯金と同じとか、あげれば切りがありません。うそ八百を並べ立てて超過契約を結んだ外務員のことを思ひ出します。これらはほんの一例ですけれども、山形県の横川は徹底して郵便局をだましてきました。これに対し簡易保険の悪徳外務員は、加入者をうそとベテンでだますとともに、郵政当局の目をこまかしてきましたね。そして月に数十万円もの歩合をふところに入れているのですよ。私もこの

前言いましたけれども、給料日に歩合をもらつて、あの細長い、札を入れた封筒がテーブルの上にぱんと立つというのですよ。四十万円、五十万円、六十万円、歩合だけでそれくらいふところに入るのです、こうやってごまかせば、またそうすることによって大臣表彰を受けるのですね。いろいろな表彰を受けるのです。局長からは下にも置かないほどちやはやされるのですよ。その詐欺師的手口は共通している、私はそう考えるのだが、局長、一体どう考えますか。

○野田政府委員　だいたいいろいろあがられました事例の超過契約の場合、あるいは被保険者に対する無面接の場合、あるいは保険契約の申し込みといいますか、処理がそれそれ別々の郵便局においてなされておるという事例等につきましては、まさに外的には今回起きましたこの山形県の事件に類似をしておるよう見えたわけでありますけれども、本質的にはいわゆる保険金詐取事件、容疑事件といいますか、この事件とは違うものだ、こういうふうに考えております。

○平田委員　まず、一軒の家で一人三百万円しか入れないものを四本も入れる、五本も入れる、六本も入れる。しかもその外務員は新米じゃないのですよ、ペテランなのです。表彰されるほどのペテランなのですよ。そうすることによつて月に五六十万、六十万という歩合をふところに入れているのです。この歩合をとつてほめられ、表彰されてしまう、先生がおっしゃいますよ、一方的に、ただ募集員のほうがしゃにむに持つてきただといふうにも理解をいたしておりませんが、いずれにしましても、超過契約の防止とということについては厳重に指導をいたし、いろいろな措置を講じておるわけがありますが、基本的には、やはり募集員に従事します外務員の良識といいますか、外務員の意識にたよる、これが一番正確な防止方法だらうと思います。したがつて、今後とも超過契約の違法性なり何なりといふようなことにつきまして、あるいは不適正な話法の使用、こういうことのないような指導と、いうものを十分続けていきたく思います。

○野田政府委員　だいたいの御指摘は、超過契約を非常にとり、多額の募集手当を入手し、かつ募集の実績が非常にいふことのゆえをもつて表彰され、かつ昇進の道が開かれておる、こういう御指摘でござりますけれども、われわれ、超過契約が明らかに非常に多量に個人についてほとんど常態的にあるとか、あるいは非常に悪質な話法等々をもつて超過契約を非常にたくさんとつておる、こ

ういうことがわかりました場合には、いま御指摘のような表彰をし、あるいは多額の手当を支給し、あるいは見送させる、こういうことはいたしていなわけであります。

いずれにいたしましても、これは契約者があるわけでござりますので、やはりそういう申し込みがあつたという事実は事実であります。詐欺によってそういう超過契約をもし締結をいたしましたといふことは、当然無効ということになりますなら、これは当然無効ということになります。先ほどちょっと申し上げましたけれども、御指摘のあった超過契約につきましては、大体すぐ調査をいたしまして、契約者に連絡の意思があるかどうか、というようなことを確認をいたしております。そういう点、われわれ常常、申告なり苦情の申し出ということを注意を払つて見るよう現場の管理者を指導いたしておりますので、先生がおっしゃいますよ、一方的に、ただ募集員のほうがしゃにむに持つてきただといふうにも理解をいたしておりませんが、いずれにしましても、超過契約の防止と、ということについては厳重に指導をいたし、いろいろな措置を講じておるわけですが、基本的には、やはり募集員に従事します外務員の良識といいますか、外務員の意識にたよる、これが一番正確な防止方法だらうと思います。したがつて、今後とも超過契約の違法性なり何なりといふようなことにつきまして、あるいは不適正な話法の使用、こういうことのないような指導と、いうものを十分続けていきたく思います。

○平田委員　あなたまだそういうものの言い方をしているんだ。だからなくならないんですよ。つまりペテランの外務員で、一人三百万円が限度であるということを知つていて、相手が入りたいと言つたら入れていんですか、あなた。お客様のほうはそんなことを知らないですよ。いや、このように考えております。

○平田委員　あなたまだそういうものの言い方をしているんだ。だからなくならないんですよ。つまりペテランの外務員で、一人三百万円が限度であるということを知つていて、相手が入りたいと言つたら入れていんですか、あなた。お客様がとにかく羽ぶりをきかして、いい生活をしていく。別宅を持つて、「二号のいる人もいるそうで、低端へ行つて外務員に聞いてごらんなさい。みんなそう言つていますよ。だから悪徳外務員がとにかく羽ぶりをきかして、いい生活をしていない」と言うけれども、現実にはそうなつてゐるのです。低端へ行つて外務員に聞いてごらんなさい。みんなそう言つていますよ。だから悪徳外務員がとにかく羽ぶりをきかして、いい生活をしていないと言つておられます。私はここで賃金問題を基本上に論じようとは思わない。しかし、この賃金の安さ、生活できない賃金の安さがやはり問題をはらんでいるんだ、高額な歩合制度が、何でも契約しさえすればふところに入るといふ状態が問題をはらんでいるんだといふことを繰り返し指摘しておきたいと思うのです。したがつて、こういう制度について見直してみるつもりはあるのかどうなのか、改善すべきだと思うんだけれども、どう考えるの

か、お聞かせいただきたい。

か、お聞かせいただきたい。
○野田政府委員 保険募集の実態からいたしまして、保険の外務員の給与制度、その中でいまおっしゃっておられます基本給と能率給、このバランスがどうあるべきかということにつきまして、われわれ常々検討いたしております。御承知のようになりますが、簡易保険事業におきましては、この基本給の問題、それから能率給、要するに募集手当の問題等は労働組合との協約事項になつておりますので、われわれの判断だけでこれを左右するというわけにはいきません。あらゆる角度からこれを検討いたしまして、関係の労働組合と十分詰めて成案を得ることになるわけでありますけれども、御指摘の点につきましては十分検討をいたしておりました。

○平田委員 次にお聞きしたいのですけれども、中野郵便局では——かりにAとしておきまして、A外務員が病気の兄を保険に入れて、その兄が死亡したので、四十七年の秋には二千万円受け取つたといふに局の内部では公然といわれております。当時は最高限度額が二百万円です。超過契約もはなはだし、私はそう思うのです。この超過契約、これはたいへんな問題だと思うんですよ。そこで、こういう事實をあなた、知つていいのかどうか、局長、ひとつ聞かしてください。

○野田政府委員 ただいまおっしゃいました事実は承知いたしておりませんので、さっそく調査をいたしたいと思います。

○平田委員 それでは、それは調査していただくとして、次に第二の問題です。

超過契約を防ぐ手立ての問題ですね。超過契約問題は、今度限度額が引き上げられるということをまことにますます重大になってくるわけですが、れども、これをチェックするシステムは全くないのかどうなのか。さつきあなたのお話をと、よその県へ行って入つたり何かしたのをすぐ照会して調べるなんというふうに、たいへん調子のいいことをおっしゃついたけれども、これはチェックするシステムがないからこうしたことになる。

○野田政府委員 御質問は、現在の保険契約事務の内務事務のコンピューター利用と、超過契約防衛のチェックの関係の御質問と思します。

現在、簡易保険の内務事務の処理、これは地方簡易保険局の事務処理でございますが、これらはほとんどEDPSシステムによりまして処理をいたしております。契約の原簿ともいってよろしい元帳、これは磁気テープでございますが、これは東京と京都の二つの地方簡易保険局において管理をいたしておりますのは東京と京都の地方局だけであります。保険契約を締結するにあたりまして、東京、京都を含めまして七つの地方簡易保険局があるわけでございますが、契約原簿たる元帳を保管をいたしておりますのは東京と京都の地方局だけであります。保険契約を締結するにあたりまして、コンピューターを利用してすでに締結している同一被保険者の有無とその保険金額などの内容を事前にチェックするということにいたしますと、まず先ほど申し上げました現在東京と京都で管理をいたしております元帳と照合して調査をすることが必要になるわけであります。ところが、現在この磁気テープの元帳は事務処理の関係上保険証書番号順に整理をしておるわけでございます。これを超過契約のチェックのために被保険者との名寄せをする——超過契約を御指摘のようなチェックをするということになりますと、保険証書番号順ではなくて被保険者との名寄せが必要となるわけであります。これは何ぶんにも大量の保険契約を保有しておりますので、この事務量は当然膨大になるわけであります。したがつて現在の事務量としまして電子計算機の大軒な増設がます第一にあります整理、これが第一であります。さらに一つ、被保険者との名寄せの元帳をつくる必要になります。第二点といつましても、日数が相当増加をする。要するに保険契約の締結データを中央のコンピューターに送つて処理してお聞かせいただきたい。

証書の発行その他の日数が長くなる 加入者サ
ビスの低下を余儀なくされる。そのほかに先ほど
も申し上げました事務量が非常に膨大になることと
に伴う要員あるいは経費の増大、こういうことが
あるわけでございます。

備問題といふものが最大の政治課題である。これを抑制するということのために絶需要抑制政策というものがとられておることは御案内のとおりであります。が、その中で郵便貯金あるいは簡易保険、これらを通じて貯蓄増強という方策を併合し

記録書の発行その他の日数が長くなる。加入者サビスの低下を余儀なくされる。そのほかに先ほど申し上げました事務量が非常に膨大になることに伴う要員あるいは経費の増大、こういうことがあるわけでございます。

機械化関係につきましては以上のとおりでござりますが、先ほどの保険金最高制限額超過契約の申し込み拒絶、無効処理状況と申しますが、これを申し上げたいと思いますが……

○平田委員 それはいいです。

○野田政府委員 それじゃ、以上で終わります。

○平田委員 いま聞いてみますと、コンピューターを使っているけれども、事実上コンピューターが有効には使われていないのですね。それをやると事務手続がたいへんだというんだつたら、コンピューターを使つたって何にもならないじゃないですか。それはあなた、データーに被保険者氏名と住所、生年月日、これを入れて、そして保険金額が三百万円をこえたらはじき出されくるようにしておけばいいのですから。最近みんなコンピューターを使っていれば、それぐらいの使い方をしていますよ。やはりこのところは改善をして、せっかく持つて使っているのですから、能力を十分に發揮させていくようすべきだと思う。そうでなければこれはなくなりませんよ。あなたの方はなくそうと思っていいから一生懸命やらないんじゃないかとすら勘ぐりたくなるのですよ。

第三の問題は、簡易生命保険にくじ引きによる割り増し金をつけるという問題です。何のためにわざわざ割り増し金をくじでつけようとするのか、こここのところをひとつ、重複しますけれども、もう一ぺん大臣、お聞かせいただきます。

○原田国務大臣 この問題は今度の法案に関しまして各委員からそれをお尋ねになり、お答えをいたしておりますので、平田委員みずから重複するがということは、重要であるからもう一度答えろ、こういうことであろうと思ひます。

何度もお答えをいたしておりますが、いまの物

を抑制するということのために総需要抑制政策を実行するというものが最大の政治課題である。これであります。しかし、その中で郵便貯金あるいは簡易保険、これらを通じて貯蓄増強という方策を併合してこの所期の目的を達成しようというのが目的でございます。私はもう何度も申し上げておりますが、貯蓄だとか貯金だとか保険だとかいう本流は——割り増しをつけてしまひ引きのことで金を集めることは私自身はそれが本流であると考へておりますけれども、こういう際にあらゆる手段を講じて総需要抑制、貯蓄増強ということをとる必要があるという認識に立つて政府が行ないました中で、私どものほうの郵便貯金、これが案外好評なんですね。平田さんも賛成ではなかられけれども、事実といふものは、新聞がこの間から報道しているところを見ると、奥さんたちもだいぶかけつけてやつておる、こういうことも見られます。それがいい悪いは別にいたしまして、私はこのような見地に立ちまして、今度の簡易保険の中にもこの制度を法律を改正して取り入れて、所期の目的を達成したい、こういうのが理由でござります。

価問題と、そういうものが最大の政治課題である。これを抑制をするということのためには、絶需要抑制政策というものがとられておることは、御案内のとおりであります。私がもう何度も申し上げておりますが、貯蓄だとか貯金だとか保険だとかいう本流險、これらを通じて貯蓄増強という方策を併合してこの所期の目的を達成しようというのが目的でございます。私はもう何度も申し上げておりますが、貯蓄だとか貯金だとか保険だとかいう本流は——割り増しをつけてくじ引き的なことで金を集めることをとる必要があるという認識に立つて政府が行ないました中で、私どものほうの郵便貯金、これが案外好評なんですね。平田さんも賛成ではなかろうけれども、事実、いうものは、新聞がこの間から報道しているところを見ると、奥さんたちもだいぶかけつけてやつておる、こういうことも見られます。それがいい悪いは別にいたしまして、私はこのような見地に立ちまして、今度の簡易保険の中にもこの制度を法律を改正して取り入れて、所期の目的を達成したい、こういうのが理由でございます。

れてくるんだと思うのです。いま大臣がその点について言われましたから、この点については答へておきたいと思いますけれども、どう考えてみてもそうとうしか受け取れないですね。總需要抑制のために集めるのだ、こういうことなんです。集めるにはどうしたらよいか、それにはくじ引きでもして、ひとつ入ろうかという気持ちをそそって、そうして集めてこようじゃないか、こういう発想でしかなかない。加入者の利益がどんなになるのか、どうやつたら利益が守れるのか、より広範な人たちが、そうだね、ほんとうに入つておこうかという気持ちを入れるような保険制度にどうやつたら前進できるかという立場はないということだと思うのです。

博は、もともと生活を守る策として国民の中で、一部の中で行なわれるものではないわけです。賭博が一部の人々の中に行なわれることは、堅実な生活と思想に深刻なゆがみを与えていることは明白だと思うのです。競輪や競馬についてもしかり。宝くじでも大当たりした人の生活が破綻した多くの例を聞いておりますけれども、こういうことを考えてみますと、賭博というものについて政府は一体どういうふうに考えておるんだろうか、大臣、ひとつ見解をお聞かせいただきたい。

○原田国務大臣 先ほど、この制度は少しも国民のことを考えずにやっておる、もうバテンも何もかもきかなくなつたからこういうことをやつたと、これは平田さんの御意見として承っておきましたが、政府としてはさような意思是毛頭ございません。いま国会の審議の中でも、たとえば社会労働の議員の方が、貯金をしておくほうがいいかどうかの話を買つたら、それがもつと悪い状態になるじゃないかということを考えるときに、まあ一応貯金をしておきなさいと言つたが、じくじたるもののがあったというような発言もなされ、それを聞

いて私どもは非常に胸を打たれるところがあるのですがございまして、この点について、どうして国民の負託にこたえるかということを考え、私は、このことはいまお尋ねの賭博、射幸心をそぞるためにはやつたものではない、そのことを特に強調いたしておきたいのでござります。

最後の賭博というものについてどうか、こういふお尋ねについてお答えを申し上げますが、これは人間だから賭博をするので、人間以外のもので賭博をするものはありません。したがつて、人が持つておる射幸心でありまして、これを強調して身をおぼれさせるようなことをすると、それは人間でなくなつてしまふのでありますから、さよなることを奨励することはよろしくないことは当然なことであろうと思います。しかし、人間が持つておる特性をうまく使って、それを人間生活の中で昇華せしめていくならば——これは普通のサルは決して賭博をいたしません、鳥も賭博をいたしません。そこで、この問題はいつも議論になるわけでございますが、何といいますか、公共団体がこういうことをやるのがいか悪いかということとで、昭和三十六年でしたか、この問題については盛んに議論がされたあげく、いまの競輪、競馬、競艇等についての良識ある答申というか、それが出ておるわけでございます。こういうもので身をくすすようなものは、かりにこれがなくともはがでまた身をつぶすに違ひない、女子供を泣かすよくなやつは。こういうことを言われた方もござります。したがいまして、私がいま申し上げましたように、これを奨励するという立場は決してるべきではないと思ひますが、これをうまく使うといふことは、決してそれが悪いことであるということは断定できないのではないか、こういうふうに私は思つております。

にやはり問題はあるのだというふうに私は思うのです。特に生命保険は将来の生活に、代々の自民党政府の政治がもたらした国民の生活不安の中、それに備えなければならないという国民のぎりぎりの、それこそ命をかけた自衛の策ではないかというふうに思うのです。それなのに政府は、今度は金をかけて勝負をするあの賭博にひとしいやり方を、いやしくも政府が直接行なう簡易保険にまで持ち込んでくるとは何たることだらうといふうに私は考える。こんなものを持ち込んでくれば、今度は悪徳勧誘員は、くじの当たる率はたいへん高うござんす、あんたはくじ運が強いからせひお入りなさい、これは手相まで見るかもしれませんよ。当たるとこれくらい金がくるなんという、そのほかいろいろなまた話法とやらをつくり出してやつてくるに違いないのですよ。簡易保険の目的とはこの点では全く相反する方向へと進んでいくことは明らかじゃないか。そういう方向に進もうとするものなどをどうチックし対処しようと思つていいのか、そのところを局長ひとつ聞かしてください。

から、はずれたら保険金のかけ捨てがこれまでた増大するのではないか。加入者にとつてもそれは大きな損害になるに違いない。ちょうど競馬場に行つたら、負けた馬券が一ぱい散らばっているよども、くじが当たらなかつたらやめたという、そういう事態が起つてきかねない。こういうことを考えてみても、私はこのくじ引き制度は撤回して出直すべきだとうふうに思いますけれども、どう考えられますか。これはひとつ局長答えてください。

○野田政府委員 御承知のとおり、この簡易保険のくじは十年満期の養老保険につけるわけでございまして、これを売りまくるために特段の大宣伝をするとかあるいはビラ等を配りまくるとか、こういうことはいたしません。御指摘のような悪質詐法をもって猛烈に勧誘をすすめる、こういうことをいたさないつもりでおりますし、厳重に現場を指導していきたい、このように考えております。なお具体的な方法としましてはほかのといいますか保険の募集につきましては目標額をそれぞれ郵政局に本省から申し渡しまして、郵政局から現場に行くわけでございますが、この種のくじのついております保険につきましては、われわれ、郵政局及び郵便局に目標を課すという方法をとらないことにいたしております。これはもう自由にやる、こういうことであります。無理をしないでやっていこう、こういう基本的な姿勢を堅持いたしております。

最後に撤回をしろというお話をございますが、私どもは、これは一つの国策としてやっていくわけでございますので、撤回をする意思はございません。

○平田委員 だいじょうぶなんだ、だいじょうぶなんだと言つけれども、さつき話したような例がずっとつながつているんですね。一番トップの、あなた方が一番すぐれた外務官だといわれる中にすら、それが横行しているわけなんですよ。だから、このくじ引きが入つてきたらしい結果は生ま

ないんだ、だからこれはやめたらどうなんですか。もう一度検討し直したらどうなんですか。こう言っているのです。大臣ひとつ……。

○原田国務大臣 いま局長が答えましたのと重複いたしますが、私はやはり全然熟意なしに仕事と

いうものはやれないと思うのです。御指摘のように仕事をやる者で欠点が出た者、間違った者に対しては、信賞必罰の罰のほうをはつきりしなければならないが、先ほど言いましたように一生懸命

やつてきましたが、二十五年の国会議員に表彰が与えられるように、これは信賞のほうでやらなければならぬ。与えられた仕事を、まあ私も

保険に入つておりますが、こんには、奥さん、保険どうです、もうあきませんか、これではなかなか保険に入りません。やはり競争で、みな相手

の民間の保険会社の人でも一生懸命に勧説に来る

と同じように、こちらの者も、うそでだましたらこれはいけません、法に違反してはいけません。

しかしその中で、国民のためにやっておる保険といふものについて、熱意をもつて勧説をするといふことのためには研修も必要であろうし、一生懸命やつてもらわなければならぬと思ひます。今度

この保険制度の中で、いま局長が言いましたよう

に、これは自由にやれということあります。その中でも一生懸命やつてもらいたい、こういふことで、私は先ほど本流でないと思っていて、やつてもらいたいと思っております。意見も違う

からこれはほつておいたらしい、そんなものではない、やはり与えられた仕事につきましては熱心に思はございません。

○平田委員 大臣は撤回する意思はないと言つた。しかも総需要抑制のために撤回する意

思がないというのです。政府は、総需要抑制政策

といつて簡保の限度額の引き上げや、くじ引きによる割り増し金制度などを持ち出してきておるけれども、それは本末転倒しているのじやないか。

いま進行しているインフレは、自民党の代々の政府による大企業のための高度成長政策がもたらしたものなんですね。とりわけ、昨年秋以来の物価の高騰は、大企業によってつくられた物不足、その上に立つての価格の操作によってつくり出されたものだといって差しつかえない。だれがそれをやつたかといえば、やはり大企業がやつたのじゃないか、このことは、国民がこぞつて指摘しているところだと思うのです。それなのに、簡易保険の改正をしてまで、総需要抑制という名で国民の負担を増大させようとしているわけですが、総需要を抑制しようとほんとうに思うのだったら、勤労者のふところから金を巻き上げることを考えるのをやめて、大企業による不当利得に対して正当に税金をかける、不必要なうけで買ひ占めた大企業の資産に対し正當な重税金をかけるなどして、大企業のふところから吐き出させるべきだというふうに思います。そのことをわが党が提案しましたけれども、政府と自民党はそれを拒否しております。その上、列島改造論に基づく大企業のための超高度成長政策を推し進める総合的な財源対策の一つとして、この簡保改正案が出されたわけです。私は、共産党・革新共同を代表して、この案に反対するということを表明いたしまして、質問を終わります。

○廣瀬委員長 これに付けて両案に対する質疑は終了いたしました。

○土橋委員長 私は、ただいま上程をされておりま

す簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、共産党・革新共同を代表して、本案に反対の意見を表明するものであります。

その根本的原因は、すでに皆さんよく御承知のよう、今日の異常な物価高の原因は、商社

の買い占め、また売り惜しみに始まり、石油危機に便乗した大企業の価格のつり上げにその最大の原因を有しておるのであります。すでに、大企業の横暴なこの行為に対しまして、国民のすべての皆さんがこれをよく承知しておるのであります。

また第二の問題としては、自民党政府の対米從属、大資本奉仕のいわゆる高度経済成長政策に問題があるのであります。ふんだんに大企業に金融をつけ、あるいは租税の特別措置によって税金を

まけてやるなどの助成措置を講じてまいつたのであります。今日の物価政策の基本はこの大資本奉仕の政策に基づくものであつて、国民の立場に立たつ、また国民の生活を防衛することがきわめて緊急の課題でございます。

これに反しまして、国民全体ががまんをせよといふ総需要抑制の政策を、この簡易生命保険法の一部改正についても、自由民主党、田中政府は要してしまつたのであります。ところが、皆さんも御承知のように、このような総需要抑制は全く本末転倒といわなければなりませんし、また、その吸い上げたばく大な資金は、御承知のように今年度予算におきましても一兆八百五十億円といふ多大なものにのぼります。したがつて、この簡易保険法の一部改正は、このよくな、国民に総需要抑制を押しつけながら大資本にはばく大きな資金をばらまくものでございまして、このことは、御承知のように国民全体が反対をするものであります。

以上の結論をもちまして、共産党・革新共同は断固として反対をするものでございます。

○廣瀬委員長 次に、田中昭一君。

○田中(昭)委員 私は公明党を代表いたしまして、簡易生命保険法の一項を改正する法律案に反対の意思表明をいたすものでございます。

簡易保険に割り増し金をつけるということは、厳格に見て割り増し金をつけることにはならない

この制度に反対せざるを得ないのであります。

いま、この狂乱物価、インフレの対策として、

国民のささやかな資金の吸収は的はずれであります。

さらに、国民の射幸心をあおり、投機的行為で行なうことは、政府が財政金融政策における失

政の責任をたな上げにして、インフレ、物価高の責任を国民に押しつけるものであります。

第一に、生命保険に割り増し金をつけて行なう

ということは、生命保険の根本精神からも反するものであり、邪道といわざるを得ないのであります。

第二に、昨年からの異常なインフレ、物価高にあり、その純粹な制度の中に、国民の射幸心をあおり、ギャンブル性を持ち込むことは、断じて避けなければならないことであります。

第三に、保険金額、剩余金の目減りは激しいものとなつております。一方では総需要の抑制といふな

であります。国民の生活を守るために、また残された遺族の方々の生活を守るために、将来の老後の生活を守るためにも、国民はこのような簡易保険に入ることについては重大な支障があるといわなければなりません。全くわれわれは、この

ような法案に反対せざるを得ないのであります。

特に一獲千金の夢を多くのまじめな簡易保険に入れる方々にどんどん振りまして、ばくち、しかも当た

りはずれがあるというやうないかがわしいものを国民に押しつけようとするものであります。この

よくなばくちを結びつけることについて、人倫上も許すことはできないであります。

以上の結論をもちまして、共産党・革新共同は断固として反対をするものでございます。

○廣瀬委員長 次に、田中昭一君。

○田中(昭)委員 私は公明党を代表いたしまして、簡易生命保険法の一項を改正する法律案に反対の意思表明をいたすものでございます。

簡易保険に割り増し金をつけることにはならない

この制度に反対せざるを得ないのであります。

いま、この狂乱物価、インフレの対策として、

国民のささやかな資金の吸収は的はずれであります。

さらに、国民の射幸心をあおり、投機的行為で行なうことは、政府が財政金融政策における失

政の責任をたな上げにして、インフレ、物価高の責任を国民に押しつけるものであります。

第一に、生命保険に割り増し金をつけて行なう

ということは、生命保険の根本精神からも反するものであり、邪道といわざるを得ないのであります。

第二に、昨年からの異常なインフレ、物価高にあり、その純粹な制度の中に、国民の射幸心をあおり、ギャンブル性を持ち込むことは、断じて避けなければならないことであります。

第三に、保険金額、剩余金の目減りは激しいものとなつております。一方では総需要の抑制といふな

がら、その目減りについては、その国民の損害はさらに拡大することは明らかであります。そして何万分の一の射幸心を充足する者のために、多数の契約者が犠牲となる道を開いて、社会的不公正を一そく助長することになるわけございます。したがつて、国民の安定した経済、福祉生活を高めるため、保険政策の根本的な洗い直しをすることこそ緊要であると思うのであります。特にこの簡易保険については、当委員会でも明らかになりますように、その募集等についてははたいへんな問題を起こしておることもございまして、このような事故をなくすることが最大の急務といわざるを得ないであります。

以上申し述べました理由によりまして、本法案に対しても反対するものであります。

○廣瀬委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○廣瀬委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について討論の申し出がありますのでこれを許します。

土橋一吉君。

○土橋委員 私は、ただいま上程をされております簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について、共産党・革新共同を代表いたしまして、反対の意見を表明するものであります。

すでによく知られておりますように、国民の零細な資金を積み立てておる簡易保険資金は、国民の生活を守る部門に使われることこそ必要なのであります。国民はこれをひとしく望んでおるのであります。この貴重な簡易保険資金を、いわゆる新幹線建設であるとかあるいは高速道路建設で

あるとか、あるいは電源開発などに使うことはもちろんであります。今回の法律の改正に従いまして、いわゆる私鉄事業者あるいはまたガス事業者にこの資金の運用を行なわせようとするものであります。したがつて、私はこのような大資本に奉仕をするような体制での資金の運用されることにまことに反対せざるを得ないのです。

同時に、この資金は、すでに法律の第二条に規定しておりますように、郵政大臣が管理運営権を持つておりますから、当然地方公共団体は今日異常な困難を生じております。それは超過負担が御承知のように学校の建設あるいは公共施設の建設においても非常に困難を感じておるのであります。

その他の約束に従いまして三〇%以上は伸ばさないというようなまことに理不尽な体制をとつておるのであります。

第二番目には、今回の改正は国民の要求とは逆に金融債のワクを広げ、かつ不動産業者、あるいは特に私鉄業者が今まで私鉄運賃の値上げなどによりばく大な利潤をあげておるのであります。

一方、私鉄業者は、皆さんもよく御承知のように、デパート経営であるとかあるいは不動産販売の業務、さらにはホテル営業なども行なっておるのであります。かような諸君のいわゆる金融債にこの資金の使われることは、まことに遺憾といわなければなりません。特に私鉄業者がその路線において運行なつておるあらゆる行動あるいは事業を見ますならば、国民の目をおおばかりのものであります。

○廣瀬委員長 たゞいま議決いたしました本案に對し、梶山静六君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。梶山静六君。

○梶山委員 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議を御説明いたします。

○梶山委員長 たゞいま議決いたしました本案に對し、梶山静六君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。梶山静六君。

○梶山委員長 たゞいま議決いたしました本案に對し、梶山静六君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○梶山委員長 たゞいまの附帯決議につきまして、原田郵政大臣から発言を求めておりますので、これを許します。郵政大臣原田憲君。

○原田國務大臣 簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしましたが、両法律案に關しましては慎重なる御審議の上、たゞいま御可決いただきました。

○梶山委員長 たゞいまの附帯決議につきましては、政府といつても、今後簡易生命保険事業を進めていく上におきまして、その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。

○梶山委員長 なお、たゞいま議決いたしました

兩案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

いわなければなりません。国民の貴重な資金がかような方面に使われることは、共産党・革新共同としては絶対許すことができませんので、全面的に反対の意見を表明して私の意見を終わります。

○廣瀬委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

・簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○廣瀬委員長 本案に賛成の諸君の起立を請求します。

○廣瀬委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○廣瀬委員長 たゞいま議決いたしました本案に對し、梶山静六君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

梶山静六君外三名提出の動議のとおり本案に附帯決議をするに賛成の諸君の起立を請求します。

○廣瀬委員長 本動議に對して別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○梶山委員長 何とぞ全会一致の御賛成をくださるようお願い申し上げます。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。この附帯決議は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかるものでありまして、案文は、さきに法律案審査の過程において各委員より質疑を通じて述べられたところを勘案して起算いたしたもので、たゞいま朗読いたしました内容でございますので、あらためて御説明するまでもないと存じますので、趣旨の説明は省略させていただきます。

○梶山委員長 何とぞ全会一致の御賛成をくださるようお願い申し上げます。

○梶山委員長 たゞいまの附帯決議につきましては、政府といつても、今後簡易生命保険事業を進めていく上におきまして、その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。

○梶山委員長 なお、たゞいま議決いたしました

兩案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○廣瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○廣瀬委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

昭和四十九年五月一日印刷

昭和四十九年五月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局